

学校いじめ防止基本方針

☆はじめに☆

近年「いじめ問題への対策」が学校における喫緊の重要課題となっている。そのために、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、いじめ問題に対して組織的に取り組むことが求められている。加えて、その状況によっては関係機関や地域へも積極的に協力を要請していくことが必要である。

このため、学校全体としていじめ問題を正しく理解すると共に、いじめ防止対策推進法制定（平成25年6月制定）に伴い、本校におけるいじめ防止等のための対策（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）を見直し、いじめの防止等（上記に加え、重大事態への対応等）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめ問題に関する基本的な考え

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらどの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続した未然防止・早期発見・早期対応への取組が必要とされる。

これらの取組においては、学校全体で組織的に進める必要があり、生徒を取り囲む一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していくことが重要である。

1. いじめの定義

本方針において「いじめ」とは「本校に在籍する当該生徒が、一定の人間関係のある本校在籍生徒等から受けた心理的、物理的な攻撃（インターネット等を通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。 【いじめ防止対策推進法第二条から引用】

2. いじめ行為の判断

その行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。その際、いじめには多様な態様があることに鑑み「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、判断する。ただし、このことはいじめられた生徒の主観を確認する際、行為の起こったと

きのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

また「物理的な攻撃」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等も含むものとする。常に当該被害生徒の感じる被害性に着目した見極めに努める。ただ、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても含むものとする。

3. いじめについての基本的な認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、周りには気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められている。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を進める。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や実態に則した取組となっているかを随時確認・見直しをしていく。

1. いじめ防止対策委員会の設置（運営要項については別に定める。）

いじめ防止対策委員会は、校長・教頭・保健相談部長（保健主事）・教務部長（教務主任）・生徒指導部長（生徒指導主事）・学年主任を持って委員とする。

ただし、具体的な事案に対応する場合は、学級担任・部活動顧問・教育相談担当者・スクールカウンセラー・養護教諭・特別支援コーディネーター・本校開かれた学校づくり委員・（外部）スクールアドバイザー等を委員として加えることができる。（メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。）

いじめ防止対策委員会

- ・情報の集約
- ・公表・点検・評価
- ・重大事態対応

【構成委員】

- ・校長 ・教頭 ・保健相談部長 ・生徒指導部長 ・教務部長 ・学年主任
- ※具体的な事案に対応する場合は、以下の教職員等を委員として対策を講じる。
 - ・学級担任 ・部活動顧問 ・教育相談担当者 ・スクールカウンセラー
 - ・養護教諭 ・特別支援コーディネーター ・本校開かれた学校づくり委員
 - ・(外部) スクールアドバイザー 等

保健相談部会

【いじめ防止・早期発見】

- ・未然防止について
 - ・早期発見について
 - ・相談について
- 等

教務部会

【いじめの防止の 指導・啓発】

- ・未然防止について
 - ・研修・指導について
- 等

生徒指導部会

【いじめ事案への対応】

- ・相談・通報について
 - ・いじめを
認知した場合の対応
 - ・公表・点検・評価
- 等

※ 定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時は緊急対応会議を開催し、事案に応じ組織を編成・確認し対応する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告し、周知徹底させる。

2. 年間を通したいじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む必要がある。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進することが重要である。

3. 重大な事案が発生した場合の対応

(重大事態の判断)

- いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第二十八条から引用】

学校だけで解決が困難な事案（重大事態）に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担

当の教員を中心として、日ごろから学校や地域の状況についての情報交換など、いわゆる「顔の見える連携」を心がけていくことが大切である。

【報告】教育委員会 教育振興部学校保健安全課 ・TEL：***** ・FAX：*****
【支援】教育委員会 企画管理部教育政策課（学校問題解決支援チーム） ・TEL：***** ・FAX：*****
【支援】葛南教育事務所 （スーパーアドバイザー） ・TEL：***** ・FAX：*****

【犯罪行為が認められた場合】 ☆千葉県警察本部 ・TEL：043-201-0110 ☆千葉県警察青少年センター ・TEL：043-201-1308 [京葉地区少年センター] ・TEL：047-422-8709 ☆習志野警察署 ・TEL：047-474-0110

【その他の関連機関】 ☆児童相談所 ・中央：TEL：043-253-4101 ・市川：TEL：047-370-1077 ☆千葉地方法務局(人権擁護課) ・TEL：043-247-9666
--

【追加】
学校以外の主な相談窓口
・24 時間いじめ相談ダイヤル TEL 0570(0)78310(24 時間受付)
・県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446(24 時間受付)
・千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900(24 時間受付)
・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) (非行・犯罪被害などに関すること) TEL 0120(783)497(月～金曜日の9時～17時)
問い合わせ県教育庁指導課 TEL ***** FAX*****

- ① 重大事態が発生した場合、速やかにいじめ防止対策委員会を開催する。また、その事案について速やかに教育委員会へ報告し、必要に応じ警察等の関係機関との連携を図る。教育委員会や関係諸機関からの指示・アドバイスをもとに、学校全体で組織的に対応し迅速に事案の解決にあたる。
- ② 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ③ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

いじめ問題への対応において「いじめが起こらない学級・学校づくり」「差別発言や暴言・暴力を認めない」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、学校での好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことを心がけていくことが大切である。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

1. 生徒や学級の様子を知る

- ① 生徒たちや学級の様子を知るためには、生徒たちと同じ目線で物事を考え、場を共にする中での教職員の気づきが大切である。生徒たちの些細な言動等から生徒個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。同時に、生徒のストレスを助長するようことがないかどうかにも配慮していくことも大事である。
- ② 生徒たち個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する生徒たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを意識した指導

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、自分自身を大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

また、生徒たちは周りの環境によって大きな影響を受けるため、身近にいる教職員の姿は、重要な教育環境の一つとなる。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

- ① 生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が生徒たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ信頼されることが求められる。
- ② 温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いの学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気的大事である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要

である。

- ③ 教員が生徒指導の機能を生かした授業を意識するなど、学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを進めていくことが必要である。その中で「周りの人に認められた」「人の役にたった」という体験が、生徒たちを成長させることにつながる。また、教職員の生徒たちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化する。

3. 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や、思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育や生徒の自発的な活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントとなる。

- ① (人権教育の充実) いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが重要である。また、生徒たちが心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である人命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。
- ② (道德教育の充実) 未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間として当然持つべき心を育てることが大切になる。そのために、指導計画に基づき、組織的に取り組む必要がある。

4. 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や地域の方が参加する会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

IV いじめの早期発見に向けた取組

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日ごろから教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1. 教職員のいじめに気づく力を高めるために

- ① 生徒たち一人一人を人格のある人間としてとらえ、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。
- ② 集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや言動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

2. 早期発見のための手だて

- ① 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の日々の観察の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見・防止に効果がある。
- ② 成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握するなど集団を見る視点をもつ必要がある。
また、気になる言動（差別行為や発言・暴言等）が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。
- ③ 必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすること、担任と生徒・保護者が日ごろから連絡を密に取ること等で、信頼関係を築く手立てを持つことが必要である。また、常に相談の窓口（校内・校外）があることを知らせておくことも必要である。気になる事項に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施

し、迅速に対応する必要がある。

④ 日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日ごろから気軽に相談できる環境をつくるのが大切である。これは、教職員と生徒たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する必要がある。

⑤ (いじめアンケートの実施) いじめ実態調査アンケートは、実施時の配慮が必要である。実態に応じて随時実施できるようにしておくことが求められる。学期途中に1回以上(ホームルームなどを利用して)のアンケートを実施することが望ましい。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、状況に応じて配慮し実施する必要がある。調査結果については内容を吟味したうえで、必要に応じて当該者に知らせる場合もある。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要。

3. 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性がある。このことを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

また、教職員の誰もが相談に応じる体制があることを周知すると共に、その雰囲気づくりに努めること、外部にも相談できる機関等があることを周知することも相談しやすい環境づくりの一環ととらえ、その環境整備に努めることが必要である。

① 本人からの訴えには

- ・日ごろから「よく伝えてくれた、全力で守る、」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や談室等への一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ・事実関係や気持ちを「あなたを信じている」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの生徒からの訴えには

- ・いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。

- ・その勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を持たせる。

③ 保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切。
- ・問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスととらえる。日ごろから、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡するよう心がける。
- ・生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する配慮が必要。

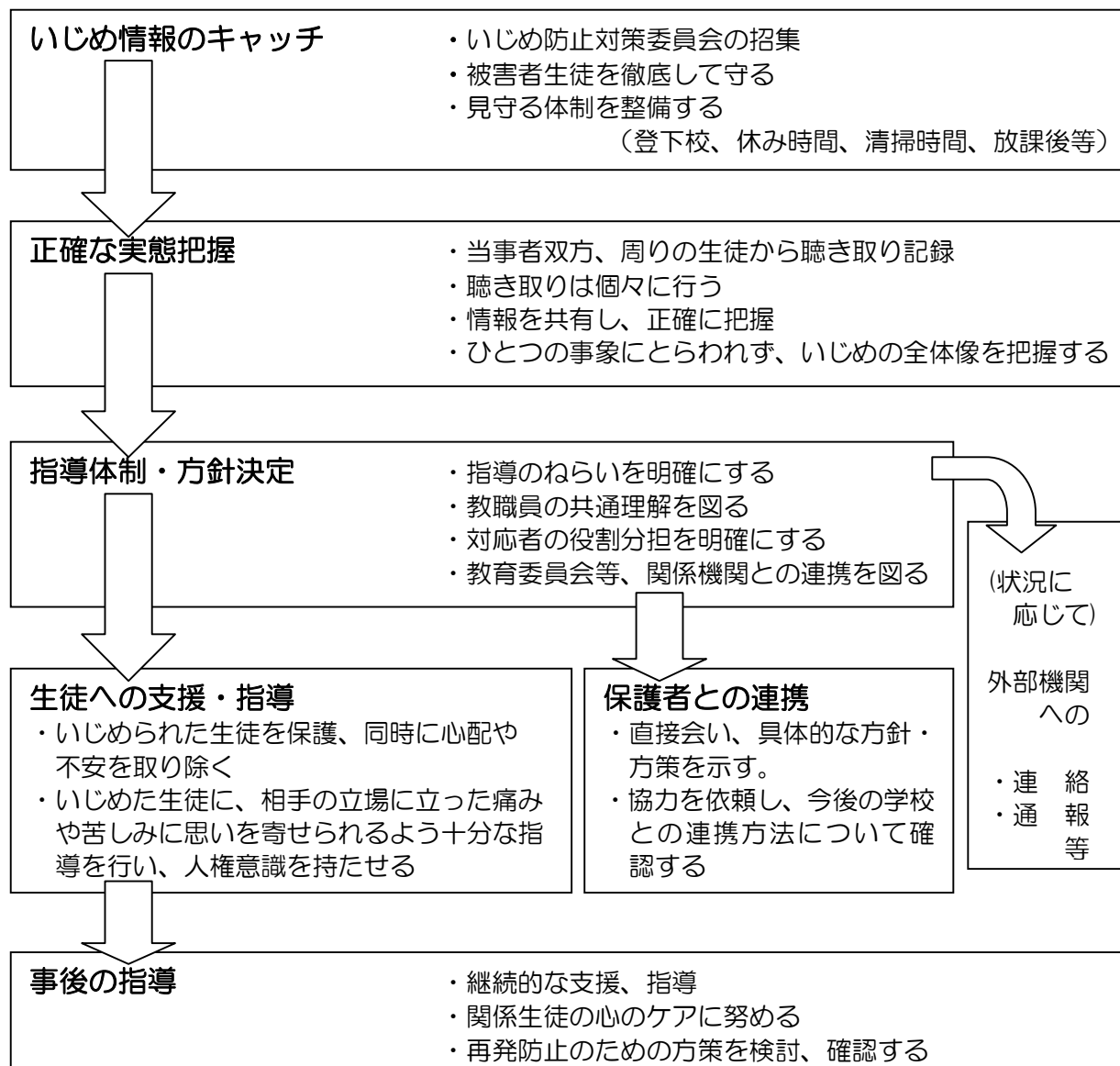
V いじめを認知した場合の対応

いじめの兆候・事案を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ対応する。その際、被害生徒の安全確保や学校の秩序維持等の観点から、場合によっては懲戒処分や転学・退学等について弾力的に対応することも想定しておく。加えて、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てを厳しい指導で対応するものではないことに留意する。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

また、これら「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

1. いじめ対応の基本的な流れ



2. いじめ発見時の初期対応

いじめを認知した教職員は、その時その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当者（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

- ① いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重かつ十分な配慮をする。また、事実確認はいじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ② いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者か

らも詳しく情報を得て正確に把握する。短時間で正確な事実関係を把握する必要があるため、複数の教職員で対応することを原則とし、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

なお、保護者対応は複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に対応する。

3. 把握すべき情報例

- ① 誰が誰をいじめているのか?……………【加害者と被害者の確認】
- ② いつ、どこで起こったのか?……………【時間と場所の確認】
- ③ どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか?……………【内容】
- ④ いじめのきっかけは何か?……………【背景と要因】
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか?……………【期間】

※要注意：・必ず記録を保管すること ・客観的事実と心情を明確に区別すること
・生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

4. いじめ事案への対応

- ① いじめられた生徒に対して
 - ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・自信を持たせる、言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ② いじめられた生徒の保護者に対して
 - ・発見したその日の内に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
(客観的事実を正確かつ明確に伝えると共に、必ず記録を取っておく。)
- ③ いじめた生徒に対して
 - ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、その生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・特別指導の対象となる場合には、十分にその趣旨を説明する。
 - ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導に努め、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ④ いじめた生徒の保護者に対して
 - ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を保持し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
 - ・特別指導の対象となる場合には、十分にその趣旨を説明すると共に指導への協力を依頼する。
 - ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ 周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず，学級及び学年，学校全体の問題として考え，いじめの傍観者からいじめを 抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を，学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や，体験事例等の資料をもとに，いじめについて話し合うなど，自分たちの問題として意識させる。

⑥ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも，引き続き十分な観察を行い，折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談，面談などで積極的にかかわり，その後の状況について把握に努める。
- ・生徒の良さを見つけ，褒めたり，認めたりして肯定的にかかわり，自信を取り戻させるよう努める。
- ・いじめられた生徒，いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め，心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として，事例を検証し，再発防・未然防止のために取り組むことを洗い出し，実践計画を立て，いじめのない学校づくりへの取組強化を図る。

VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で，ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し，情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には，生徒たちのパソコンや携帯電話，スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は，書き込みや画像の削除等，迅速な対応を図るとともに，人権侵害や犯罪，法律違反など，事案によっては，警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して，特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うもの。

2. 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり，家庭での指導が不可欠であることから，保護者と緊密に連携・協力し，双方で指導する必要がある。

- ① 未然防止の観点から
- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりや携帯電話を持たせる必要性について検討，確認してもらうよう促す。
 - ・インターネットへのアクセスは，「トラブルに巻き込まれる可能性のある入口に立っている」という認識のもと，知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったこと等，スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている認識をもつこと。
 - ・「ネット上のいじめ」は，他の様々ないじめ以上に，生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- ② 早期発見の観点から
- ・家庭では，メールを受けたときの表情の変化など，トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ，即座に学校へ相談してもらう。
- ③ 情報モラルに関する指導の際，生徒たちに理解させるポイントとして
- ・インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を心掛ける。
 - ・（インターネットの特殊性を踏まえて）
 - 発信した情報は，多くの人にすぐに広まること
 - 匿名でも書き込みをした人は特定できること
 - 違法情報や有害情報が含まれていること
 - 書き込みが原因でトラブルを招き，重篤な事件・事故につながる可能性があること
 - 一度流出した情報は，簡単には回収できないこと
 - 書き込みが悪質な場合は犯罪となり，警察に検挙されることがあること

3. 早期発見・早期対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等，具体的な対応方法を全生徒，保護者に助言し，協力して取り組む。
- ・学校，保護者だけでは解決が困難な事例の場合，警察等の専門機関と連携して対処する。
- ・被害の拡大を防ぐために，専門機関等に相談し，書き込み等の削除を迅速に行う必要がある場合もある。

附則

- ・本方針は，平成26年4月1日から適用する。
- ・平成26年11月1日 一部改訂
- ・